

京丹後市建築物耐震改修促進計画 (案)

京丹後市

平成29年●月

目 次

はじめに	．．．	1
第 1	市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	．．． 8
第 2	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に 関する事項	．．． 1 1
第 3	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識 の普及に関する事項	．．． 1 4
第 4	耐震改修促進法及び建築基準法に基づく誘導等に係る所管 行政庁との連携に関する事項	．．． 1 5
第 5	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	．．． 1 5

はじめに

1 計画の位置づけ

(1) 計画の趣旨等

京丹後市建築物耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第23号。以下「耐震改修促進法」といいます。）第6条に基づき、京丹後市（以下「市」といいます。）における地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項を定めるものです。

この計画は、平成20年に策定したものを改定するもので、京都府建築物耐震改修促進計画（以下「府計画」といいます。）に基づくとともに、京丹後市地域防災計画（以下「市防災計画」といいます。）と整合を図ります。

(2) 計画期間

平成29年度から平成38年度まで（10年間）

なお、社会情勢の変化などを踏まえ、適宜計画を見直します。

2 耐震化の必要性（過去の震災の教訓）

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、地震により多くの尊い命が奪われ、その9割が家屋等の倒壊による圧死によるものといわれています。倒壊した建築物は、旧耐震基準である昭和56年以前に建てられたものの割合が高く被害の程度も大きいものでありました。

平成19年の新潟県中越沖地震、平成20年の岩手・宮城内陸地震、平成23年の東日本大震災、平成28年には熊本地震や鳥取県中部地震が発生しており、国全体で地域を問わず「いつどこで大地震が発生してもおかしくない状況」という認識が広まっています。市においても、昭和2年にマグニチュード7.3の地震により死者2,925人、全壊家屋5,149戸の被害がでた郷村断層など、強い地震を起こす可能性のある活断層があります。

平成27年度末における市の住宅耐震化率（平成17年度の国勢調査を基に従来からの方法で算出）は69%と、京都府の耐震化率83%に比べ14ポイント低い値となっています。

このような状況のもと、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、旧耐震基準で建てられた建築物を耐震化していく必要があります。

3 耐震改修促進法について

(1) 制定経過

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、耐震改修促進法が平成7年に制定され、その後、地震防災推進会議の提言を踏まえ、平成17年に一部が改正されました。

さらに、平成23年には東日本大震災が発生し、社会資本整備審議会による答申に基づき、平成25年に再び改正されました。また、耐震診断及び耐震改修を促進するため、助成のかさ上げや税の軽減なども行われました。

改正後の耐震改修促進法の概要

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物について、それぞれ定められる期限までの耐震診断実施・報告の義務化及び結果の公表
- (2) 現行の建築基準法令に適合しない全ての建築物の所有者に対する、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務の創設
- (3) 耐震改修計画の認定基準の緩和と容積率・建ぺい率の特別措置の創設
- (4) 耐震性に係る表示制度の創設
- (5) 区分所有建築物（マンション等）の耐震改修に係る認定制度の創設 等

(2) 所有者の責務

建築物の所有者には、建築物の地震に対する安全性の確保やその向上を図るように努めることが課されています。そのため、建築物の所有者が自ら耐震化に取り組むことが原則です。

(3) 市の役割

市は、京都府と連携し、建築物の所有者が耐震診断や耐震改修等を行いやすい環境整備や負担軽減のための取り組み、耐震化の普及啓発などの施策を講じるものです。

4 想定される地震の規模及び被害の状況

市では、市防災計画において次のとおり地震や震源モデルを想定しています。

京丹後市地域防災計画（震災対策計画編）平成18年2月策定（平成29年3月改定）

第2節 震災の想定

第1 京丹後市付近の想定地震のタイプ

地震のタイプは、発生原因別により以下のタイプに区分される。

- 1 内陸型の地震：活断層の活動によって発生する地震。直下型地震とも呼ばれる。
- 2 海洋型の地震：海溝付近に位置するプレート境界付近で発生する地震
- 3 火山性の地震：火山活動時のマグマの活動で発生する地震

日本で大きな被害を及ぼす地震は、内陸型の地震と海洋型の地震が多く、それぞれ兵庫県南部地震（1955年1月）と南海地震（1946年12月）などがあげられる。

第2 想定震源モデル

京丹後市は日本海に接しており、プレートの境界より遠く離れて、既住の海洋型地震では被害が出ていないため、活断層の活動によって発生する内陸型地震を想定地震として設定する。

政府の地震調査研究推進本部によれば、山田断層等は、平均的な活動間隔に関するデータが得られていないため、将来における地震発生の可能性は不明となっている。また、郷村断層帯については、前述の通り、今後30年以内、50年以内、100年以内、300年以内の地震発生率は、いずれもほぼ0%となっている。

しかし、2000年10月に発生した鳥取西部地震は、マグニチュード7.3で、既知の活断層ではない場所を震源としたものであった。

このことから、直下型地震は、日本においてはどこで起きても不思議ではない。よって、震災の想定は、直下型地震での被害想定を基本とする。

又、京都府では、「日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定」において次のとおり地震の規模及び被害状況を想定されています。

日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定 平成29年5月（京都府）

【京丹後市の関係部分を抜粋】

1 被害想定の設定の経緯

平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）が制定され、発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波が発生した場合でも、「なんとしても人命を守る」を基本理念とし、ハード・ソフトの対策を総動員させる多重防御の発想によって、津波防災地域づくりが推進されることとなりました。

この最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に総合的な津波対策を確立して、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが基本的な考え方（※１）とされています。

平成２６年９月には、国（国土交通省）が設置した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」から、日本海における最大クラスの津波断層モデルが提示され、これにより、京都府では、津波浸水想定を行い、平成２８年３月に公表しています。

このような経過から、平成２８年度末には、京都府防災会議専門部会「津波被害想定等検討委員会」における検討を踏まえ、津波被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき「津波災害計画区域」の指定と、被害想定を実施したところです。この被害想定は、日本海における最大クラスの地震・津波（※２）による被害を想定したもので、避難計画の修正や避難場所の見直し、備蓄体制の整備等の参考とするものです。

※１ 基本的な考え方

被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要

- ①沿岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減する
- ②それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視

出典：国土交通省「津波防災地域づくりパンフレット（Ｈ２６．３）」

※２ 最大クラスの地震・津波

概ね数百年から千年に１回程度の頻度で発生し、影響が甚大な地震・津波

２ 被害想定の対象地震

被害想定を行う対象としては、平成２８年３月に公表した津波浸水想定において対象とした、下記の７つの断層による地震及び津波としました。これらの断層は、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」（事務局：国土交通省等）が提示した中から、京都府域に影響のあるものを選定しています。

F 5 4（郷村断層）（マグニチュード（M_w） 7. 2）

【震度予測結果】

- ・震度 7 は、宮津市、京丹後市、与謝野町の平野部に広く分布する。
- ・震度 6 強は、京丹後市、与謝野町の平野部や山地部に広く分布するほか、福知山市、舞鶴市、宮津市、伊根町の平野部に広く分布し、綾部市の平野部の一部にも

分布する。

6 沿岸市町ごとの被害想定

沿岸市町ごとの被害想定の結果は、次の表のとおりです。

表 5. 3 被害想定結果（京丹後市）

断層 モデル	最大 震度	人的被害（人）						建物被害（棟）		
		死 者 数	負 傷 者 数		要救助者数	避難者数		全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数
			重傷者数	軽傷者数		短期	長期			
F 5 4 (郷村断層)	地震 津波	2,950	8,040	3,590	3,460	41,440	22,210	35,250	9,210	7,550
		2,940	8,030	3,590	3,460			35,240	9,190	7,550
		10	10	0	—			10	20	
合計 (府全体)	地震 津波	5,410	18,020	6,490	6,910	115,320	49,610	65,410	36,270	18,530
		5,400	17,970	6,480	6,910			65,400	36,120	18,530
		10	50	10	—			10	150	

8 減災のための取組の効果

減災のための取組は、建物の耐震化、家具等の転倒・落下防止、出火防止・初期消火、迅速な津波避難等が行われることにより、大きな減災効果があります。

ここでは、極めて大きな被害が想定される地震（F 5 3、F 5 4）について、次の表のとおり減災効果を試算しました。

表 7. 2 F 5 4（郷村断層）の減災効果

	現状	試算※	減災効果	
死者数	5,410 人	920 人	4,490 人	83.0%減
建築物倒壊による被害※ 1	3,990 人	760 人	3,230 人	81.0%減
家具等の転倒・落下物による被害※ 2	130 人	10 人	120 人	92.3%減
土砂災害による被害※ 3	10 人	0 人	10 人	100.0%減
地震火災による被害※ 4	1,410 人	150 人	1,260 人	89.4%減
津波による被害※ 5	10 人	10 人	0 人	0.0%減
建物全壊※ 1	65,410 棟	16,370 棟	40,090 棟	75.0%減
建物焼失※ 4	18,530 棟	8,960 棟	9,570 棟	51.6%減

※「試算」とは、次の場合をいう。

- ・住宅耐震化率 1 0 0 %（※ 1 に効果あり）
- ・家具固定率 1 0 0 %（※ 2 に効果あり）
- ・急傾斜地の整備率 1 0 0 %（※ 3 に効果あり）
- ・感震ブレーカー設置率 1 0 0 %、かつ、家庭用消火器の普及、自主防災組織の活動により初期消火率が向上した場合（初期消火率 4 3. 9 %（震度 7 の場合）など）（※ 4 に効果あり）
- ・住民全員が地震発生後すぐに非難を開始した場合（直接避難 1 0 0 %）（※ 5 に効果あり）

5 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

木造住宅は、住宅全体の約8割を占めており、耐震化率が非木造の95%以上に比べ低い状況となっています。

住宅全体の耐震化率は、平成27年度に69.2%と、平成17年度の59.2%から10ポイント、平成19年度計画策定時の61.7%から7.5ポイント向上しているものの、前計画の目標であった90%を下回っています。

○住宅の耐震化の状況

		平成17年度	平成19年度	平成22年度	平成27年度
木 造	住宅数	16,774 戸	16,616 戸	16,478 戸	16,230 戸
	耐震性がある住宅	8,421 戸	8,836 戸	9,308 戸	10,077 戸
	耐震化率	50.2%	53.2%	56.5%	62.1%
非 木 造	住宅数	4,194 戸	4,225 戸	4,259 戸	4,260 戸
	耐震性がある住宅	3,993 戸	4,032 戸	4,070 戸	4,106 戸
	耐震化率	95.2%	95.4%	95.6%	96.4%
全 体	住宅数	20,968 戸	20,841 戸	20,737 戸	20,490 戸
	耐震性がある住宅	12,414 戸	12,868 戸	13,378 戸	14,183 戸
	耐震化率	59.2%	61.7%	64.5%	69.2%

(2) 公共施設等の耐震化の現状

「防災拠点施設に関する耐震改修状況調査」（総務省消防庁）の調査対象となる市有の防災拠点となる公共施設等の、平成29年7月時点での耐震化率は91%となっています。

なお、京丹後市立学校施設耐震化計画、京丹後市保育所再編等推進計画に基づく校舎の耐震補強工事や統合保育所の整備を平成27年度までに終えているほか、耐震性のない市役所庁舎の除却や京丹後市立病院経営計画に基く病院の建替えなど耐震化を進めています。

○防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況（平成２９年７月時点）

施 設 区 分	全棟数	S57年以降建築棟数	S56年以前建築棟数	耐震診断実施棟数				耐震診断未実施棟数	特定既存耐震不適格建築物棟数	耐震済棟数	耐震化率
				改修の必要がない棟数	改修済棟数	未改修棟数					
1 社会福祉施設	14	12	2	1	0	1	0	1	0	13	93%
2 文教施設（校舎・体育館）	27	16	11	11	0	11	0	0	0	27	100%
3 庁舎	10	7	3	1	0	1	0	2	1	8	80%
4 公民館等	3	1	2	1	1	0	0	1	1	2	67%
5 体育館	15	8	7	7	3	4	0	0	0	15	100%
6 診療施設、保健センター	12	10	2	0	0	0	0	2	1	10	83%
7 消防本部・消防署所	8	8	—	—	—	—	—	—	—	8	100%
8 その他	7	3	4	1	0	1	0	3	0	4	57%
合 計	96	65	31	22	4	18	0	9	3	87	91%

注）● 防災拠点となる公共施設等

地方公共団体が所有又は管理する公共施設・公用施設（公共用及び公用の建物：非木造の２階建以上又は延床面積２００㎡超の建築物）のうち、災害応急対策の実施拠点となる庁舎や消防署、避難所となる学校施設や公民館、災害時の医療救護施設となる病院や診療所、災害時に配慮が必要となる者のための社会福祉施設などをいいます。

● 特定既存耐震不適格建築物

病院、店舗、旅館、学校、老人ホームなどの多数の者が利用する一定規模以上の旧耐震基準で建てられた建築物をいいます。耐震診断の実施や耐震改修に努めることが課されています。

（３）多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第１４条第１号に掲げる建築物）については、国では平成２５年時点の耐震化率は８５％となっています。

第1 市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化等の目標設定

(1) 基本方針

市では、次の方針により、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を進めます。

- ア 地震時に市民の命を守ることを最優先として取り組みます。
- イ 防災関係機関と連携を図り安全対策を促進します。
- ウ 現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない建築物の耐震化に取り組みます。

(2) 耐震化住宅の目標

市における住宅の耐震化の現状を踏まえ、耐震化率を府計画に定める95%に近づけるよう、次のとおり目標を設定します。

- ア 耐震化率の目標 80%
- イ 目標年度 平成38年度末

(3) 計画の進行管理

計画期間が10年間であることから、適宜進捗状況を点検し計画の進行管理を行います。

2 多数の者が利用する建築物等の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物は、地震により倒壊すると甚大な被害を及ぼす可能性があることから、用途などを勘案し耐震診断及び耐震改修を促進します。

3 公共施設等の耐震化の目標

防災拠点となる公共施設等は、特定既存耐震不適格建築物など建物の状況や用途等を勘案し、指定緊急避難所や指定避難所等の見直しや用途の廃止を含め重要な施設の耐震化の実施を検討し、耐震化率の向上を図るよう努めます。

4 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標

緊急輸送道路は、地震発生直後から市外からの救援活動等必要な人員や物資等の輸送のために円滑な通行を確保する必要があります。

そのため、京都府と連携し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を図ります。

京都府では、耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づき府計画において、災害時における広域的な緊急車両の通行を確保するため、優先して沿道建築物の耐震化に取り組む道路として、耐震診断義務化道路を指定されています。

指定された道路に接する敷地に建つ通行障害既存耐震不適格建築物（昭和56年5月31日以前に着工した建築物で地震時に道路を閉塞するおそれがある建築物）の所有者には、耐震診断の実施及びその結果を報告することや耐震改修に努めることが課されています。

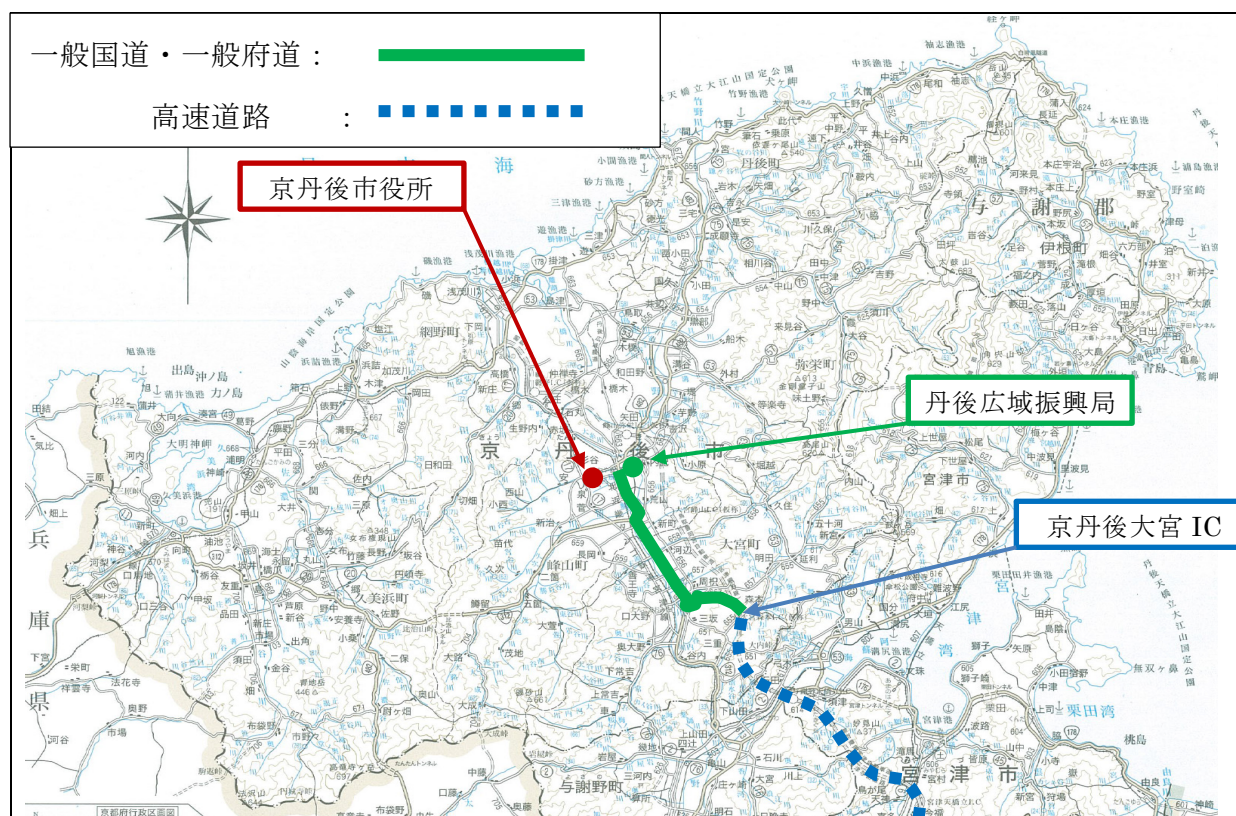
市では、京都府と連携し地震発生直後から必要とする活動ができるよう、緊急輸送道路や策定を進める市幹線道路網計画における幹線道路網に指定する道路のうち、災害時における活動拠点等や施設等とを連絡するなど防災上特に重要な役割を担うものについて、耐震診断義務化道路の指定を検討します。

耐震診断義務化道路（京都府指定：京丹後市関係）

○耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づき指定する道路（京都府指定道路）

市町村域	対象	道路種別	路線名	区間	延長(km)
高速道路		その他 有料道路	山陰近畿 自動車道	京丹後大宮 IC ～ 宮津天橋立 IC	10.7
京丹後市	丹後広域振興局 ～ 京丹後大宮 IC	一般国道	国道482号	丹後広域振興局 ～ 国道312号交点	2.0
		一般国道	国道312号	国道482号交点 ～ 府道大宮岩滝線交点	3.7
		一般府道	府道大宮岩滝線	国道312号交点 ～ 京丹後大宮 IC	2.3

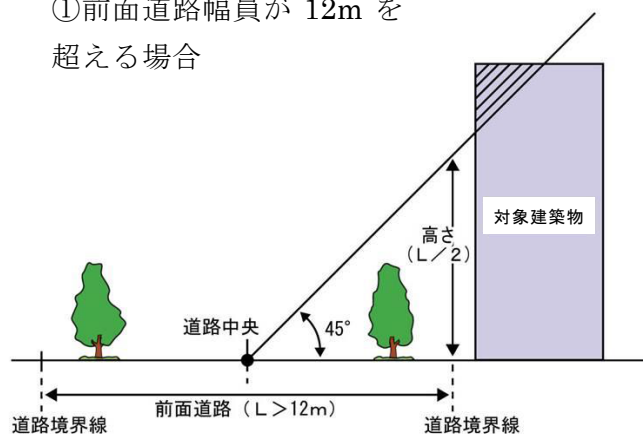
○道路指定図



通行障害既存耐震不適格建築物

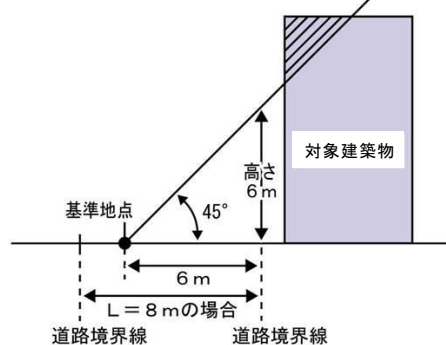
昭和56年5月31日以前に着工した建築物で次の斜線を超える部分を有する建築物が対象建築物に該当

①前面道路幅員が12mを超える場合



②前面道路幅員が12m以下の場合

<例示>幅員8mの場合



第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 市民の命を守るための施策の推進

地震から市民の命を守るため、住宅の耐震化のほか地震被害の軽減に向けた減災に関する取り組みを進めます。

(2) 適切な役割分担

現行の耐震関係規定に適合しない全ての建築物の所有者には、耐震診断と耐震改修をすることの努力義務が課されています。そのため、建築物の所有者が自発的・主体的に耐震化に取り組むことを基本とします。

市は、京都府と連携し次のことにより耐震診断及び耐震改修を促進します。

- ア 所有者等が安心して耐震改修等ができる環境を整備します。
- イ 所有者等の耐震改修等にかかる負担を軽減する仕組みをつくります。
- ウ 耐震化に係る啓発や知識の普及等を行います。
- エ 努力義務が課されている所有者等に助言等を行います。
- オ 京都府のほか地区と連携して取り組みます。

2 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援

京都府と連携し、引き続き耐震診断や耐震改修等への支援を推進し、必要に応じ制度の見直し等を進めます。

(1) 住宅の耐震診断の支援

耐震診断士を派遣し旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震診断を実施します。

年度別木造住宅耐震診断件数 (件)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
診断件数	20	20	21	20	20	20	30	29	15	10	20	225
内 改修 実施件数	0	1	0	3	3	3	4	6	5	2	3	30

(2) 住宅の耐震改修等への支援

旧耐震基準で建てられた木造住宅のうち耐震性の低いものについて、耐震性を向上させる建物の改修を支援します。

年度別木造住宅耐震改修補助件数 (件)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
耐震改修	0	0	1	1	6	9	6	4	5	7	39
簡易改修	-	-	-	-	-	4	4	3	3	1	15

(3) 住宅の改修支援（融資）情報提供

京都府の住宅改良融資制度（21世紀住宅リフォーム資金）の情報を提供し、住宅の耐震改修を促進します。

(4) 各種の住宅施策との連携

バリアフリー化など他の住宅に係る改修支援を行なう際に、耐震化を行うよう啓発します。

(5) 多数の者が利用する建築物の耐震診断・耐震改修の支援

災害時の防災拠点等と位置づけられる公益性が高い多数の者が利用する建築物について、情報提供等を含め支援等を検討し耐震診断や耐震改修を促進します。

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための整備環境

(1) 木造住宅耐震診断士の情報提供

京都府に登録される木造住宅耐震診断士の登録状況や業務内容など、耐震診断の実施に係る情報を提供します。

(2) 耐震改修に係る情報発信

市のホームページに、耐震改修に係る情報（耐震改修工法、税制、支援制度等）を掲載するほか、広報紙により耐震改修等の情報を発信します。

4 地震に備えた建築物の安全対策の推進

(1) 住宅の減災化への支援

住宅の構造や形態等により耐震化を図ることが困難な住宅への、地震時に生命を守る装置（耐震シェルター）の設置を支援します。

(2) その他の地震に備えた取り組み

耐震化・減災化住宅等の推進のほか、次のことにより地震への備えを推進します。

ア 屋外広告物、ガラス、外壁材、天井の落下防止のための維持管理の啓発

イ ブロック塀の安全対策の普及啓発

ウ 大規模盛土造成マップによる地震時に倒壊等が発生しやすい場所の情報提供

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

京都府と連携し、建築物の地震に対する安全性の向上について普及・啓発を行います。

1 地震ハザードマップ等の活用

地震により予想される被害の区域や程度、避難場所や危険箇所等の情報をまとめ、地震ハザードマップを作成し、普及啓発に努めます。

また、京都府により整備された、地震による揺れやすさ、予測される震度、液状化危険度などの地図情報システムの情報を提供します。

2 相談体制の整備

市に相談窓口を設け、市民等からの耐震改修等に係る相談に対応します。

○相談窓口 建設部 都市計画・建築住宅課

3 広報紙等での周知啓発

(1) 広報紙、パンフレットの配布

京都府と連携し、市民や建築技術者等向けのパンフレットやチラシ、ポスター、パネル等の配布や設置をします。

(2) セミナー・講習会の協力

京都府が開催する耐震に関するセミナーや講習会に協力し、建築物の耐震に対する意識向上を図ります。

4 リフォームに合わせた耐震改修の誘導

京都府や関連事業所と連携し、リフォームに合わせて耐震改修工事を実施することにより工事費等が軽減することなどを周知し、耐震改修を誘導します。

第4 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく誘導等に係る所管行政等との連携に関する事項

耐震改修促進法では耐震関係の基準に適合していない全ての建築物の所有者に、耐震化の努力義務を課されているため、所管行政庁である京都府の指導・助言等の実施に協力します。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

京都府、市町村及び関係団体で組織される「京都府住宅耐震化促進連絡会議」を活用し、円滑かつ適切な耐震診断・耐震改修が実施されるよう、連携して、耐震化促進の啓蒙活動等を実施します。